

随意契約理由書

| | |
|--------|--|
| 件 名 | 神崎刀根山線歩道改良工事（庄内よつば学園前） |
| 契約の相手方 | 鴻池組・久米設計・大路建設・ササベ設備・吉田電気設備共同企業体 |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第6号 |
| 随意契約理由 | <p>本工事は「歩道改良実施計画（令和3年度改訂版）」に基づき、安全で快適な歩行空間を形成するため、歩道端部の段差や勾配の改善を図る整備を実施するものです。</p> <p>本工事は施設課が発注し鴻池組・久米設計・大路建設・ササベ設備・吉田電気設備共同企業体にて施工中の「豊中市立（仮称）南校建設事業」の工事施工箇所の前面道路で行う工事であり、学校の開校までに実施する必要があります。このことから、本工事を同JV以外に施工させた場合、現在施行中の工事と本工事の重複や錯綜が考えられ、工期や安全性に支障を生じる恐れがあります。また、併せて施工することにより、仮設費の節減となるため、鴻池組・久米設計・大路建設・ササベ設備・吉田電気設備共同企業体と、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約を締結するものです。</p> |
| 備考 | |